

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-290861

(P2005-290861A)

(43) 公開日 平成17年10月20日(2005.10.20)

(51) Int. Cl. ⁷	F I	テーマコード (参考)
E O 4 F 15/024	E O 4 F 15/024	2 E 2 2 O
A 4 7 B 3/00	A 4 7 B 3/00	3 B O 9 1
A 4 7 B 7/02	A 4 7 B 7/02	3 J O 2 4
A 4 7 C 3/04	A 4 7 C 3/04	
F 1 6 B 12/44	F 1 6 B 12/44	E
審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 23 頁)		

(21) 出願番号	特願2004-107938 (P2004-107938)	(71) 出願人	000001351 コクヨ株式会社 大阪府大阪市東成区大今里南6丁目1番1号
(22) 出願日	平成16年3月31日(2004.3.31)	(74) 代理人	100085338 弁理士 赤澤 一博
		(72) 発明者	柘植 桂樹 大阪市東成区大今里南6丁目1番1号 コクヨ株式会社内
		(72) 発明者	山西 学 大阪市東成区大今里南6丁目1番1号 コクヨ株式会社内
		Fターム(参考)	2E220 AA21 AA25 AA41 AA51 AA57 AB08 AB12 AC03 BC04 CA12 DA11 DA14 DB09 GB02X GB32Y 最終頁に続く

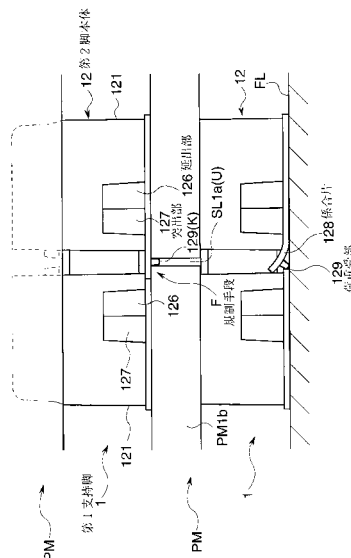
(54) 【発明の名称】 家具のスタッキング構造及びスタッキング可能な家具

(57) 【要約】

【課題】本発明は、複数の家具を重合させた際に好適に位置決めし得るスタッキング構造およびこれに適した好適な家具を提供する。

【解決手段】第1の家具Pが、少なくとも所定位置に設けられ使用状態において退避するとともにスタッキング状態において突出する係合部Kを具備してなり、第1の家具Pとスタッキングする第2の家具Pが、前記係合部Kの対応位置に設けられ少なくとも前記係合部と係わり合う被係合部Uを具備してなり、前記第1の家具Kと前記第2の家具Kとを所定方向にスタッキングさせた際に、前記係合部Kと前記被係合部Uとにより前記所定方向とは異なる方向への移動を規制する規制手段Fを構成した。

【選択図】 図19



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

複数の家具をスタッキングする構造であって、
第 1 の家具が、少なくとも所定位置に設けられ使用状態において退避するとともにスタッキング状態において突出する係合部を具備してなり、
第 2 の家具が、少なくとも前記係合部と係わり合う被係合部を具備してなり、
前記第 1 の家具と前記第 2 の家具とを所定方向にスタッキングさせた際に、前記係合部と前記被係合部とにより前記所定方向とは異なる方向への移動を規制する規制手段を構成することを特徴とする家具のスタッキング構造。

【請求項 2】

係合部が、外力の作用を受け得る荷重受部を具備してなり、該荷重受部に付与された外力により前記係合部を突出位置から退避位置に変位させることを特徴とする請求項 1 記載の家具のスタッキング構造。

10

【請求項 3】

係合部を退避位置から突出位置へ付勢する付勢手段を具備することを特徴とする請求項 2 記載の家具のスタッキング構造。

【請求項 4】

荷重受部が、家具を床面に配置した際にこの家具の自重を外力として受け得る位置に設けられることを特徴とする請求項 2 または 3 記載の家具のスタッキング構造。

【請求項 5】

家具がその一部または全体を折り畳み可能なものであり、折り畳み状態から使用状態への可変動作に関連して荷重受部が外力を受けることを特徴とする請求項 2 または 3 記載の家具のスタッキング構造。

20

【請求項 6】

係合部が、先端側に設けられ前記被係合部と係り合う係合片と、基端側において家具の所定位置に支持され該係合片を突出位置と退避位置との間で変位可能にする基端部とを具備してなることを特徴とする請求項 1、2、3、4 または 5 記載の家具のスタッキング構造。

【請求項 7】

被係合部が、前記係合片を挿入可能な穴部からなることを特徴とする請求項 6 記載の家具のスタッキング構造。

30

【請求項 8】

請求項 1、2、3、4、5、6 または 7 記載の係合部及び被係合部を共に備えたことを特徴とする家具。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、複数の家具を重合させた際に好適に位置決めし得るスタッキング構造に関するものである。

【背景技術】

40

【0002】

従来、同種の家具同士を重合させて保管または収納の効率化を図るようにし得る種々の家具が存在している。代表的なものとしては、脚折テーブル、折り畳みイス、二重床を構成する床パネル等が挙げられる。脚折テーブルにおいては、脚が天板裏面に折り畳み可能に設けられており、収納時には脚を折り畳んだ状態のテーブルを鉛直方向に積重ねてスタッキングさせている。折り畳みイスにおいても同様に、所定のリンク機構を用いて折り畳んだイス同士を水平方向または鉛直方向に重ね合わせてスタッキングさせている。(例えば、特許文献 1 参照) また、床パネル(例えば、特許文献 2 参照)のごとく平板状のものを保管する際は、そのままの形態で鉛直方向に積重ねて保管するのが通例である。

【特許文献 1】特開平 9 - 6 5 9 4 9 号公報(第 13 図、第 14 図)

50

【特許文献2】特開平11-324289号公報(第3図、第4図)

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

ところが、上述した家具のうち、折り畳みイスにおいては、フレームをスチール製の丸パイプにより構成し、背及び座を合成樹脂または表面をビニールシート等で被覆したクッション材で構成するのが一般的である。したがって、滑りやすい形状及び材質が表面に露出することとなり、積重ねた状態では、背の湾曲を利用してある程度の位置決めを行うものの、イスの長手方向沿って位置ずれが生じやすいという不具合があった。この場合、イスの長手方向の位置ずれを解消させる為に、背の形状を工夫することも考えられるが、座り心地が悪くなったり、折り畳んだ際のイスの厚みが厚くなりスタッキングの効率が低下する等の不具合が考えられる。

10

【0004】

また、脚を折り畳んだ状態のテーブルや床パネルのごとくスタッキング時に平板状を成す家具であると、上下に位置する家具同士の係り合う箇所が殆ど無いために、鉛直方向に積重ねた際には水平方向全てに位置ずれを生じやすいといった不具合がある。この為、使用者は、家具同士をスタッキングさせる際に位置ずれが生じないように慎重に意識しながら積重ねる必要があったり、上位の家具をスタッキング状態から解除する際にも、下位の家具がずれないように意識しながら扱う必要があった。

【0005】

加えて、これら家具がスタッキング状態にある際に、外部から振動等の衝撃を受けると、スタッキング状態が崩れ、家具が落下するといった恐れもある。

20

【0006】

そこで本発明は、以上のような問題に鑑みて、家具をスタッキングさせた際の位置ずれを好適に防止できる家具のスタッキング構造及びスタッキング可能な家具を提供するものである。

【課題を解決するための手段】

【0007】

すなわち、本発明に係る家具のスタッキング構造は、第1の家具が、少なくとも所定位置に設けられ使用状態において退避するとともにスタッキング状態において突出する係合部を具備してなり、第1の家具とスタッキングする第2の家具が、前記係合部の対応位置に設けられ少なくとも前記係合部と係わり合う被係合部を具備してなり、前記第1の家具と前記第2の家具とを所定方向にスタッキングさせた際に、前記係合部と前記被係合部とにより前記所定方向とは異なる方向への移動を規制する規制手段を構成することを特徴としている。

30

【0008】

このようなものであれば、係合部が使用状態において家具の内部側に退避するとともにスタッキング状態において家具の所定位置から外方へ向けて突出するので、使用時には使用者の邪魔になることもなく違和感を覚えることもない。また、係合部と被係合部との係り合いからなる規制手段の働きによりスタッキングの方向と異なる方向への移動を規制するので、スタッキングを行う際にもスタッキングを解除する際にも過剰に意識せずに自然とスタッキング作業を行える。さらに、スタッキング状態にある家具に何らかの衝撃が加わったとしても位置ずれが起し難くなり、鉛直方向に積重ねた場合でも上位の家具が落下するといったことも有効に回避できる。また、家具同士で規制手段を構成しているので、スタッキング状態にある家具を載せ置いておくポーター等に特段の機能を持たせる必要も無くすることができる。

40

【0009】

係合部が、外力の作用を受け得る荷重受部を具備し、この荷重受部に付与された外力により前記係合部を突出位置から退避位置に変位させるようにすれば、係合片の変位を荷重受部の作用により安定的に行うことができる。

50

【0010】

この場合、係合部を退避位置から突出位置に常時付勢する付勢手段を設けていれば、使用時には付勢手段の弾性力に抗して荷重受部に外力を作用させることで係合片を退避位置まで変位させておき、家具をスタッキングし得る状態においては荷重受部に作用する外力が解かれることにより係合部が突出位置にまで変位させることができる。

【0011】

荷重受部を、家具を床面に配置した際にこの家具の自重を外力として受け得る位置に設けていれば良い。通常、家具は床面上に配置されるものである所以必然的に生じる家具の自重を利用出来るからである。

【0012】

家具がその一部または全体を折り畳み可能なものである場合、その折り畳み状態から使用状態への可変動作に関連して荷重受部が外力を受けるようにすれば、家具の可変動作以外の特別な作業を行うことなく係合部を突出位置にまで変位させることができる。

【0013】

係合部及び被係合部の好適な具体例としては、係合部が、先端側に設けられ前記被係合部と係り合う係合片と、基端側において家具の所定位置に支持され該係合片を突出位置と退避位置との間で変位可能にする基端部とを備えていれば良く、被係合部は、係合片を挿入可能な穴部からなるものが挙げられる。

【0014】

また、係合部及び被係合部を同一の家具に共に備えておけば3つ以上の家具をスタッキングが可能となる。

【発明の効果】

【0015】

本発明によれば、使用者はスタッキング作業及びスタッキング解除作業を簡易に行うことが出来るとともに、スタッキング状態にある家具群の位置ずれの発生を抑制し安定した状態でスタッキングを維持出来る。

【発明を実施するための最良の形態】

【0016】

以下、本発明の一実施形態を、図面を参照して説明する。

【0017】

本発明に係るスタッキング構造を実現可能な家具たる床パネルPは、図1、図2などに示すように、平面視略正方形のパネル本体PMと、このパネル本体PMを支持する支持脚PSとからなるものである。この支持脚PSは、隣接する単位パネルのコーナー部が集合する部位を支持する第1支持脚1と、パネル本体PMの四つの隅部をそれぞれ支持する第2支持脚2と、パネル本体PMの略中央部を支持する第3支持脚3とを備えたものである。そして、パネル本体PMに、支持脚PS(第1支持脚1、第2支持脚2及び第3支持脚3)を予め取付けた状態で、当該床パネルPを、例えば、建築床面FL(図14、図15参照。)に複数並べて敷設することにより、パネル本体PMと建築床面FLとの間にコード類を配線可能な二重床としての機能を発揮するようにしている。

【0018】

より具体的に各部を説明する。

【0019】

パネル本体PMは、所定部位に形成した分画開口部によって分画された複数の単位パネルを有するものであり、概略平板状の表材PM1と、この表材PM1の下面側に位置する裏材PM2とを重合させるとともに、これら表材PM1と裏材PM2とを後述する適宜の手段で一体的に連結したものである。

【0020】

さらに、この表材PM1と裏材PM2とについて説明すると、表材PM1は、薄板状のスチール素材を塑性変形加工することにより形成されたものであり、4つの辺に囲まれた平面視略正方形をなす面板部PM1aと、この面板部PM1aの各辺から垂下して設け

10

20

30

40

50

た側縁部 P M 1 b とを備えている。面板部 P M 1 a には、各辺の midpoint X 1 から面板部 P M 1 a の中心部に向かって所定距離延びる被係合部 U として機能する穴部たる第 1 表材スリット S L 1 a と、隣り合う第 1 表材スリット S L 1 a の内方端部（面板部 P M 1 a の中心側に位置する端部）同士を結ぶ線に沿って延びる第 2 表材スリット S L 1 b とを形成するとともに、これら第 1 表材スリット S L 1 a 及び第 2 表材スリット S L 1 b により分画開口部たる表材分画開口部 S L 1 を構成し、この表材分画開口部 S L 1 によって一枚の表材 P M 1 が複数の単位パネル（1 つの第 1 表材単位パネル P M 1 1 及び 4 つの第 2 表材単位パネル P M 1 2）に分画されるようにしている。具体的には、第 1 表材単位パネル P M 1 1 は、4 つの第 2 表材スリット S L 1 b に囲まれ、面板部 P M 1 a の中央部に位置する平面視略正方形形状のものである。第 2 表材単位パネル P M 1 2 は、1 つの第 2 表材スリット S L 1 b、この第 2 表材スリット S L 1 b の両端からそれぞれ延びる第 1 表材スリット S L 1 a 及びこれら各第 1 表材スリット S L 1 a の外方端部（面板部 P M 1 a の反中心側に位置する端部）から第 2 表材スリット S L 1 b に対向する表材 P M 1 のコーナー部に向かって延びる 2 つの辺 P M 1 2 1 によって囲まれ、表材 P M 1 の隅部を構成するようにした平面視略五角形状のものである。なお、各第 2 表材スリット S L 1 b の略中間部位には、表材 P M 1 の肉厚方向に貫通していない接続部たる表材接続部 P M 1 X を設け、この表材接続部 P M 1 X により第 1 表材単位パネル P M 1 1 と第 2 表材単位パネル P M 1 2 とが一部において連続するようにしている。また、各側縁部 P M 1 b の中央部には、前記第 1 表材スリット S L 1 a の外方端部から側縁部 P M 1 b に下方に向かって延びる第 3 表材スリット S L 1 c を形成している。また、各第 2 表材単位パネル P M 1 2 には、後述する裏材 P M 2 に設けた突部 P M 2 2 T を収容し得る収容部 P M 1 2 S を形成してある。これら突部 P M 2 2 T と収容部 P M 1 2 S とが、位置ずれ抑制手段としての機能を発揮する。各収容部 P M 1 2 S は、本実施形態では、下方に窪ませてなる平面視円形状の有底のものとしているが、例えば、貫通させた無底のものなど、これに限られない。

【0021】

一方、裏材 P M 2 は、薄板状のスチール素材を塑性変形加工することにより形成されたものであり、4 つの辺によって囲まれた平面視略正方形形状をなし、前記表材分画開口部 S L 1 の投影位置に沿う位置に分画開口部たる裏材分画開口部 S L 2 を形成している。具体的には、各辺の midpoint X 2 から裏材 P M 2 の中心部に向かって所定距離延びる第 1 裏材スリット S L 2 a と、隣り合う第 1 裏材スリット S L 2 a の内方端部（裏材 P M 2 の中心側に位置する端部）同士を結ぶ線に沿って延びる被係合部 U として機能する穴部たる第 2 裏材スリット S L 2 b とを形成し、これら第 1 裏材スリット S L 2 a 及び第 2 裏材スリット S L 2 b により裏材分画開口部 S L 2 を構成し、この裏材分画開口部 S L 2 によって一枚の裏材 P M 2 が複数の単位パネル（1 つの第 1 裏材単位パネル P M 2 1 及び 4 つの第 2 裏材単位パネル P M 2 2）に分画されるようにしている。具体的には、第 1 裏材単位パネル P M 2 1 は、4 つの第 2 裏材スリット S L 2 b に囲まれ、裏材 P M 2 の中央部に位置する平面視略正方形形状のものである。第 2 裏材単位パネル P M 2 2 は、1 つの第 2 裏材スリット S L 2 b、この第 2 裏材スリット S L 2 b の両端からそれぞれ延びる第 1 裏材スリット S L 2 a 及びこれら各第 1 裏材スリット S L 2 a の外方端部（裏材 P M 2 の反中心側に位置する端部）から第 2 裏材スリット S L 2 b に対向する裏材 P M 2 のコーナー部に向かって延びる 2 つの辺 P M 2 2 1 によって囲まれ、裏材 P M 2 の 4 つの隅部にそれぞれ位置する平面視略五角形状のものである。なお、各第 2 裏材スリット S L 2 b の略中間部位に、裏材 P M 2 の肉厚方向に貫通していない接続部たる裏材接続部 P M 2 X を設け、この裏材接続部 P M 2 X により第 1 裏材単位パネル P M 2 1 と第 2 裏材単位パネル P M 2 2 とをそれぞれ一部において連続させている点も表材 P M 1 と同様である。

【0022】

しかして、裏材 P M 2 は、表材 P M 1 と重合させた状態において、図 2 に示すように、表材 P M 1 の下面側に密接する平板部 P M 2 m と、裏材 P M 2 の強度を確保すべく絞り加工により溝状に形成された補強部 P M 2 n と、裏材 P M 2 の裏面側に設けられ前記支持脚 P S を取付け得る取付口 T を有し、部分的に凹凸形状をなすように形成されている。具体

的には、平板部 P M 2 m については、第 1 裏材単位パネル P M 2 1 及び各第 2 裏材単位パネル P M 2 2 の各周縁部と、第 1 裏材単位パネル P M 2 1 及び各第 2 裏材単位パネル P M 2 2 の中央部位を平板部 P M 2 m としている。なお、その平板部 P M 2 m のうち、各第 2 裏材単位パネル P M 2 2 の略中央部の平板部 P M 2 m は、平面視略三角形をなすものとし、また、第 1 裏材単位パネル P M 2 1 の略中央部に対向させるようにして設けた 4 つの平板部 P M 2 m は、それぞれ平面視略三角形をなすものとしている。一方、補強部 P M 2 n については、第 1 裏材単位パネル P M 2 1 及び各第 2 裏材単位パネル P M 2 2 の各周縁部に沿った所定部位を、補強部 P M 2 n としている。ここで、その所定部位とは、第 1 裏材単位パネル P M 2 1 の略中央部に対向させるようにして設けた 4 つの平板部 P M 2 m に係るものについては、それぞれの平板部 P M 2 m が、他の平板部 P M 2 m 及び第 1 裏材単位パネル P M 2 1 の周縁部に対して側面視略凹溝状に接続される部位としている。また、各第 2 裏材単位パネル P M 2 2 の略中央部の平板部 P M 2 m に係るものについては、その平板部 P M 2 m が、第 2 裏材単位パネル P M 2 2 の周縁部に対して側面視略凹溝状に接続される部位としている。

10

20

30

40

50

【 0 0 2 3 】

また、取付口 T については、図 1、図 2 に示すように、第 1 裏材単位パネル P M 2 1 の各コーナー部に後述する第 1 支持脚 1 の第 1 突起部 1 1 3 が取付可能な第 1 取付口 T 1 を形成するとともに、第 1 裏材単位パネル P M 2 1 の中央に後述する第 3 支持脚 3 が取付可能な第 4 取付口 T 4 を形成してある。一方、第 2 裏材単位パネル P M 2 2 の各コーナー部のうち、第 1 裏材単位パネル P M 2 1 及び他の第 2 裏材単位パネル P M 2 2 に隣接するコーナー部に後述する第 1 支持脚 1 の第 2 突起部 1 2 3 が取付可能な第 2 取付口 T 2 を形成するとともに、第 1 裏材単位パネル P M 2 1 及び他の第 2 裏材単位パネル P M 2 2 に隣接しないコーナー部、すなわち裏材 P M 2 の四隅の隅部に後述する第 2 支持脚 2 が取付可能な第 3 取付口 T 3 を形成してある。これら第 1 取付口 T 1、第 2 取付口 T 2、第 3 取付口 T 3 及び第 4 取付口 T 4 (以下、取付口 T と総称する。)は、何れも補強部 P M 2 n の前記面板部 P M 1 a に対して平行な面に形成され、その面の肉厚方向に貫通している。第 1 取付口 T 1、第 3 取付口 T 3 及び第 4 取付口 T 4 は、平面視円形状をなし、第 2 取付口 T 2 のみが、平面視長円形状をなすようにしている。なお、平面視長円形状を成す取付口は、分画開口部の長手方向と直交する方向に、その長手寸法を有するものであれば良い。すなわち、本実施形態では、第 2 取付口 T 2 が、裏材 P M 2 に設けた複数の第 2 裏材スリット S L 2 b のうち、当該第 2 取付口 T 2 に最も近接している第 2 裏材スリット S L 2 b の長手方向と直交する方向に、長手寸法を有するようにしている(図 1 6 参照。)

【 0 0 2 4 】

また、複数のパネル本体 P M のみを積み重ねて収納などする際に、それら複数のパネル本体 P M のスタッキング(図 1 8 参照。)をも好適に行うために、第 2 裏材単位パネル P M 2 2 には、前記表材 P M 1 の第 2 表材単位パネル P M 1 2 に形成した収容部 P M 1 2 S と対応する箇所に、その収容部 P M 1 2 S に収容され得る突部 P M 2 2 T を複数設けている(図 1、図 2 参照。)。各突部 P M 2 2 T は、補強部 P M 2 n よりもさらに下方に突出させたものであり、本実施形態においては、4 つの第 2 裏材単位パネル P M 2 2 のうち、裏材 P M 2 の対角線状線上に位置する一对の第 2 裏材単位パネル P M 2 2 にそれぞれ突部 P M 2 2 T を設けている(図 2 参照。)

【 0 0 2 5 】

これら表材 P M 1 の下面側と裏材 P M 2 の上面側とを重合させて、複数箇所を適宜の手段(例えば、スポット溶接など)で連結することにより、表材 P M 1 と裏材 P M 2 とを一体的に組み付けてなる一のパネル本体 P M が形成される。このパネル本体 P M は、表材 P M 1 と裏材 P M 2 とを組み付けた状態において、第 1 表材単位パネル P M 1 1 と第 1 裏材単位パネル P M 2 1 とが重合するとともに、各第 2 表材単位パネル P M 1 2 と各第 2 裏材単位パネル P M 2 2 とが重合し、表材 P M 1 及び裏材 P M 2 それぞれに形成した表材分画開口部 S L 1 及び裏材分画開口部 S L 2 (以下、分画開口部 S L と総称する。)を介して上述した重合関係にある第 1 表材単位パネル P M 1 1 と第 1 裏材単位パネル P M 2 1 とが

第1単位パネルとして、また、各第2表材単位パネルPM12と各第2裏材単位パネルPM22とが第2単位パネルとして、おのこの同時に変形するように設定している。しかし、このパネル本体PMは、分画開口部SLを介して隣接する第1単位パネルと第2単位パネルとを相対変位させ得るように構成されている。そして、隣接する第1単位パネルと第2単位パネルと（以下、第1単位パネルと第2単位パネルとを「単位パネル」と総称する。）のコーナー部同士が集合する部位（以下、コーナー部集合部位とする。）に、後述する第1支持脚1を取り付けることができるようにしている。

【0026】

さらに、本実施形態では、単位パネルに形成した第1取付口T1、第2取付口T2に、第1支持脚1に設けた第1突起部113、第2突起部123を取り付けた際に、それら突起部と取付口の嵌め合いにより単位パネル同士の相対位置を許容する許容手段を構成するようにしている。具体的には、第1取付口T1と第1突起部113は緊密に取付け、第2取付口T2と第2突起部123は遊嵌した状態で取付けられるようにして構成している。すなわち、この取付状態において前記単位パネル同士の相対変位に伴って前記第2突起部123と前記第2取付口T2との相対位置が変化することにより、単位パネル同士の相対位置を許容する許容手段としての機能を発揮する。

10

【0027】

第1支持脚1は、図3、図4、図5、図6、図7、図8、図16等に示すように、コーナー部集合部位に隣接する各単位パネルの枚数に対応して設けた複数の脚本体と、これら脚本体同士を連結する連結部13とを備えたものである。また、本実施例では、係合部Kをこの第1支持脚1に設けている。すなわち、第1支持脚1に、後述する基端側を支持される基端部と後述する被係合部Uに係り合う係合片と後述する荷重受部とを備えた、係合部Kを設けてなり、係合片を第1支持脚1の下面より突出する突出位置と、第1支持脚の下面より突出しない退避位置とに取り得るようにしている。

20

【0028】

より、具体的に第1支持脚1は、例えば合成樹脂素材からなる一体成形品であり、コーナー部集合部位における第1裏材単位パネルPM21のコーナー部周辺を支持し得る第1脚本体11と、コーナー部集合部位において第1裏材単位パネルPM21に隣接する第2裏材単位パネルPM22のコーナー部周辺を支持し得る一对の第2脚本体12と、これら各脚本体を一体に連結する連結部13とを備えている。なお、本実施形態では、これら各脚本体11、12の中心部同士を結ぶ線分が第1脚本体11の中心部を頂点とする平面視略二等辺三角形となるように各脚本体11、12を配置している（図4参照）。またこのとき、一对の第2脚本体12を、当該床パネルPを平面視した際に、後述する位置決め手段がパネル本体PMから突出する位置に位置付けられるように、パネル本体PMの側縁部PM1bに沿って配置するようにしている。また、第1脚本体11、第2脚本体12及び連結部13を合成樹脂により一体的に成形している。なお、第1脚本体11及び第2脚本体12の後述する各接地部と、連結部13のそれぞれを軟質樹脂にて成形しても良い。この場合、2色（異材質）成形を採用すると効果的である。

30

【0029】

以下、各部についてより具体的に説明すると、第1脚本体11は、概略円筒状をなす第1周壁部111と、第1周壁部111の内周に平面視略十字状に設けられ第1周壁部111と略同じ高さ寸法を有する第1リブ112と、第1リブ112同士が交叉する部位に関連付けて設けられ第1周壁部111の上端より上方に突出させてなる突起部たる第1突起部113とを有する。この第1突起部113は、前記裏材PM2の第1裏材単位パネルPM21のコーナー部に形成した第1取付口T1に係合可能なものであり、第1突起部113の軸中心を中心として十字状をなすように形成したスリット113Sと、このスリット113Sを挟むように配置した弾性変形し得る4つの弾性部1131とを備えている。そして、各弾性部1131には、その先端部に鉤状の係合片1131aを一体に備えるようにしている。また、第1周壁部111と第1リブ112との間には、後述する高さ調節部材たる第1ライナーR1に設けた第1挿入部が挿入可能な概略円筒状をなす挿入穴たる第

40

50

1挿入穴11Xを設けている。さらに、第1周壁部111の外周には、第2脚本体12側に向かって延出させてなる一对の鍔部114を設けている。そして、この鍔部114の上端が、第1周壁部111の上端及び突起部の上端よりもさらに上方に位置するように設定している。また、第1周壁部111の下端部における径が第1周壁部111の他の部位より若干大径となるように設定するとともに、この第1周壁部111の下端側に、建築床面FLに接地し得る円環状の接地部たる第1接地部115を設けている。さらにまた、本実施形態では、この第1周壁部111の高さ寸法と、後述する第2支持脚2を構成する隅部支持用周壁部21の高さ寸法と、後述する第3支持脚3の中央支持用周壁部31の高さ寸法とを、略同一に構成している。

【0030】

一方、各第2脚本体12は、概略円筒状をなし前記第1脚本体11の第1周壁部111より大きい高さ寸法を有する第2周壁部121と、第2周壁部121の内周に平面視略十字状に設けられ前記第1周壁部111と略同じ高さ寸法を有する第2リップ122と、第2リップ122同士が交叉する部位に関連付けて設けられ第2リップ122の上端より上方に突出させてなる突起部たる第2突起部123とを有する。

【0031】

さらに詳述すると、第2周壁部121は、その上縁が前記第1脚本体11の鍔部114の上縁と略同じ高さ位置となるように設定されており、第2周壁部121の一部に第2リップ122の上縁と略同じ高さ位置まで切り欠いてなる切欠部124を形成してある。そして、各第2脚本体12をそれぞれ対応する第2裏材単位パネルPM22のコーナー部に取付けた場合に、第2周壁部121の上縁が第2裏材単位パネルPM22の平板部PM2mに当接するとともに、切欠部124によって第2周壁部121の上縁と第2裏材単位パネルPM22の補強部PM2nとの干渉を回避し、切欠部124に第2裏材単位パネルPM22の補強部PM2nが位置するように設定している。

【0032】

第2突起部123は、前記裏材PM2の第2裏材単位パネルPM22のコーナー部に形成した第2取付口T2に係合可能なものであり、前記第1脚本体11の第1突起部113と略同様の形状をなすものである。

【0033】

加えて、本実施形態では、第2周壁部121の下端部に第2周壁部121の他の部位より若干大径となるように設定している。そして、この第2周壁部121の下端側に、建築床面FLに接地し得る接地部たる第2接地部125を形成するとともに、第2周壁部121の外周に他方の第2脚本体12に向かって延出させてなる概略板状の延出部126を設けている。各延出部126は第2リップ122よりも小さい高さ寸法を有し、これら各延出部126に、前記第1脚本体11から離れる方向に概略板状の突出部127を重合するように設け、これら突出部127が各第2脚本体12の第2接地部125の外縁同士を結んだ線分よりも前記第1脚本体11から離れる方向に突出するように設定している。そして、本実施形態においては、突出部127の正面視における巾寸法d1(延出部126の延出方向に沿った寸法)を、延出部126の正面視における巾寸法d2の略半分に設定し(図4参照。)、一方の第2脚本体12の延出部126には、突出部127を延出部126の基端部側に設け、他方の第2脚本体12の延出部126には、突出部127を延出部126の先端部に設けている。これにより、一对の第1支持脚1を第2脚本体12同士が当接するように対向配置した場合、対応する突出部127同士が延出方向に隣接し、第1支持脚1を、延出部126の延出方向へ相対移動することが禁止される。このように、各延出部126は、当該床パネルPの位置決めを行う位置決め手段(特に、隣接配置した床パネルP同士が所定位置よりさらに近接することを禁止する近接禁止手段)としての機能を発揮する。また、各突出部127は、当該床パネルPの位置決めを行う位置決め手段(特に、隣接配置した床パネルP同士が、それらのパネル本体PMの側縁部PM1b同士を略沿わせた状態で、所定位置よりさらに延出部126の延出方向に沿ってずれ動くことを禁止するずれ移動禁止手段)としての機能を発揮する。

10

20

30

40

50

【0034】

ここで、パネル本体PMに支持脚PSを取付けた状態の床パネルP同士をスタッキングする際のスタッキング構造について説明する。本発明に係るスタッキング構造は、上位に位置する第1のパネルが有する係合部Kと、下位に位置する第2のパネルが有する被係合部Uとで、水平方向の位置ずれを規制する規制手段Fを構成している。詳述すると、第1支持脚1の係合部Kは、一方の第2脚本体12の第2周壁部121に設定した前記第2接地部125に基端部と、この基端部から他方の第2脚本体12に向かって延出する概略薄板状の係合片たる舌片部128とを一体に設けている。舌片部128は、その先端部下面に下方に向かって所定寸法突出させた突起129を有しており(図3、図5、図8参照。)、図19に示すように、この突起129を、下段側に位置付けたパネル本体PM(本願請求項1の第2の家具)の係合部の対応位置に設けた被係合部Uたる第1表材スリットSL1a(第1裏材スリットSL2a)に挿入して、床パネルP同士を上下にスタッキング可能に構成している。なお、舌片部128はそれ自体がある程度の弾性を有するものであり付勢手段として機能する。第1支持脚1を建築床面FL等に接地させた場合、第1支持脚1の最下位に位置する突起129が他の部位より優先して接地するが、床パネルP自体の自重により突起129の突出寸法に対応して舌片部128の先端部が上方に浮き上がるように弾性変形可能に設定してある。すなわち、本実施例においては、突起129が荷重受部としても機能することとなり、荷重受部が床パネルPの自重による作用を受けない状態(床パネルPを建築床面FL等に接地させない状態)では、係合片が床パネルPの下面より下方に突出する突出位置をとり、荷重受部が床パネルPの自重による作用を受けている状態(床パネルPを建築床面FL等に接地させた状態)では、係合片は床パネルPより突出しない退避位置に変位することとなる。具体的には、第2脚本体12間に係合片たる突起129が退避することとなる。しかして、下段側のパネル本体PMの第1表材スリットSL1a(第1裏材スリットSL2a)に対して、上段側の第1支持脚1に設けた突起129が挿入されることで規制手段を構成するので、複数の床パネルPを積み重ねた状態で、例えば水平方向に外力が加わったとしても、第1表材スリットSL1a(第1裏材スリットSL2a)と突起129とによって、積み重ねている状態が崩れることを効果的に防止することができる。特に、本実施例においては、第1表材スリットSL1a(第1裏材スリットSL2a)をパネル本体PMの各片からパネル本体PMの中央に向かって延びるように設けるとともに、突起129も各々対応する第1表材スリットSL1a(第1裏材スリットSL2a)延びる方向に沿って設けているので水平方向全てにおいて位置ずれを規制することができる。

【0035】

第2支持脚2は、図1に示すように、パネル本体PMのコーナー部であって且つ前記単位パネルが隣接しない部位において、前記建築床面FLに接地しながら前記パネル本体PMを支持するものである。なお、図示はしていないが、当該第2支持脚2と建築床面FLとの間に、床面の高さ調節をするための高さ調節部材たる第2ライナー(図示せず)を設け、当該第2支持脚2が建築床面FLに対して直接接しないようにしてもよい。

【0036】

より具体的にこの第2支持脚2は、図9、図10、図11、図15などに示すように、概略円筒状をなす隅部支持用周壁部21と、隅部支持用周壁部21の内周に平面視略十字状に設けられ隅部支持用周壁部21と略同じ高さ寸法を有する隅部支持用リブ22と、隅部支持用リブ22同士が交叉する部位に関連付けて設けられ隅部支持用周壁部21の上端より上方に突出させてなる突起部たる隅部支持用突起部23と、前記隅部支持用周壁部21の外周に設けた4枚の隅部支持用羽根部24とを具備し、これら各部を合成樹脂により一体に形成した一体成形品である。

【0037】

さらに各部を詳述すると、隅部支持用周壁部21は、その上端部に、当該第2支持脚2を前記パネル本体PMに取り付けた状態において前記裏材PM2の前記補強部PM2nを支持し得る第1支持部21aを有している。また、隅部支持用周壁部21の下端部におけ

る径が隅部支持用周壁部 2 1 の他の部位より若干大径となるように設定するとともに、この隅部支持用周壁部 2 1 の下端側に、建築床面 F L に接地し得る円環状の隅部支持用接地部 2 5 を設けている。

【 0 0 3 8 】

隅部支持用リブ 2 2 は、前記第 1 脚本体 1 1 の第 1 リブ 1 1 2 と略同様のものであるので説明を省略する。

【 0 0 3 9 】

隅部支持用突起部 2 3 は、第 1 裏材単位パネル P M 2 1 及び他の第 2 裏材単位パネル P M 2 2 に隣接しないコーナー部、すなわち裏材 P M 2 の四隅の隅部に形成した第 3 取付口 T 3 に係合可能なものであり、その構成は、前記第 1 脚本体 1 1 の第 1 突起部 1 1 3 と略同様であるので説明を省略する。

10

【 0 0 4 0 】

隅部支持用羽根部 2 4 は、隅部支持用周壁部 2 1 から外方に向かって延出する薄板状のものであって、その上端部に、当該第 2 支持脚 2 を前記パネル本体 P M に取り付けた状態において前記裏材 P M 2 の前記平板部 P M 2 m を支持し得る第 2 支持部 2 4 a を有している。また、この隅部支持用羽根部 2 4 の上端が、隅部支持用周壁部 2 1 の上端及び突起部の上端よりもさらに上方に位置するように設定している。さらに、本実施形態では、4 枚の隅部支持用羽根部 2 4 のうち 2 枚の隅部支持用羽根部 2 4 を平面視略直線状を成すとともに前記隅部支持用周壁部 2 1 を挟むように配置し、他の 2 枚の隅部支持用羽根部 2 4 を平面視略八の字状に配置することにより、4 枚の隅部支持用羽根部 2 4 に設けた第 2 支持部 2 4 a が、パネル本体 P M の隅部にある裏材 P M 2 の平板部 P M 2 m を支持するように、換言すれば、この第 2 支持部 2 4 a が、前記第 1 支持部 2 1 a よりもさらにパネル本体 P M の縁部に近い部位を支持するように構成している。

20

【 0 0 4 1 】

第 3 支持脚 3 は、図 1 に示すように、パネル本体 P M の略中央部において、前記建築床面 F L に接地しながら前記パネル本体 P M を支持するものである。なお、図示はしていないが、当該第 3 支持脚 3 と建築床面 F L との間に、床面の高さ調節をするための高さ調節部材たる第 3 ライナー（図示せず）を設け、当該第 3 支持脚 3 が建築床面 F L に対して直接接しないようにしてもよい。

【 0 0 4 2 】

より具体的にこの第 3 支持脚 3 は、図 1 2、図 1 3 などに示すように、概略円筒状をなす中央支持用周壁部 3 1 と、中央支持用周壁部 3 1 の内周に平面視略十字状に設けられ中央支持用周壁部 3 1 と略同じ高さ寸法を有する中央支持用リブ 3 2 と、中央支持用リブ 3 2 同士が交叉する部位に関連付けて設けられ中央支持用周壁部 3 1 の上端より上方に突出させてなる突起部たる中央支持用突起部 3 3 とを具備し、これら各部を合成樹脂により一体に形成した一体成形品である。

30

【 0 0 4 3 】

さらに各部を詳述すると、中央支持用周壁部 3 1 は、第 2 支持脚 2 の隅部支持用周壁部 2 1 と略同様のものであるので説明を省略する。なお、本実施形態では、この中央支持用周壁部 3 1 の下端側に、建築床面 F L に接地し得る円環状の中央支持用接地部 3 4 を設けている。

40

【 0 0 4 4 】

中央支持用リブ 3 2 は、前記第 1 脚本体 1 1 の第 1 リブ 1 1 2 と略同様のものであるので説明を省略する。

【 0 0 4 5 】

中央支持用突起部 3 3 は、裏材 P M 2 の第 4 取付口 T 4 に係合可能なものであり、その構成は、前記第 1 脚本体 1 1 の第 1 突起部 1 1 3 と略同様であるので説明を省略する。

【 0 0 4 6 】

なお、本実施形態では、図 8 等に示すように、高さ調節部材たる第 1 上ライナー R 1 1 および高さ調節部材たる第 1 下ライナー R 1 2（以下、第 1 ライナー R 1 と総称する。）を

50

、層状に重合配置可能に構成することにより、当該床パネル P が、前記建築床面 F L の不陸に対応し得るものとなるようにしている。

【0047】

具体的には、第1上ライナー R 1 1 を、単独で前記第1支持脚 1 の下面側に取り付ける態様（第1取付態様）と、前記第1上ライナー R 1 1 と第1下ライナー R 1 2 とを重ねた状態で前記第1支持脚 1 の下面側に取り付ける態様（第2取付態様）とを取り得るようにしており、建築床面 F L の不陸に対して適宜対応し得るようにしている。

【0048】

各部を詳述すると、第1上ライナー R 1 1 は、概略薄板状の上ライナー面板部 R 1 1 1 と、この上ライナー面板部 R 1 1 1 の周端を略直角に起立させた上ライナー起立壁 R 1 1 2 とを備えてなる。より具体的に、上ライナー面板部 R 1 1 1 は、前記第1支持脚 1 の下面側を略覆い得る平面視略三角形をなすものである。また、この上ライナー面板部 R 1 1 1 の略中央部で且つ当該第1上ライナー R 1 1 と前記第1支持脚 1 とを取り付けた際にその第1支持脚 1 の第1挿入穴 1 1 X と対応する位置に、円筒状の第1挿入部 R 1 1 X を設けている。

10

【0049】

第1下ライナー R 1 2 は、概略薄板状の下ライナー面板部 R 1 2 1 と、この下ライナー面板部 R 1 2 1 の周端を略直角に起立させた下ライナー起立壁 1 2 2 とを備えてなる。より具体的に、下ライナー面板部 R 1 2 1 は、前記第1上ライナー面板部 R 1 1 1 に重合配置してその下面側を略覆い得る平面視略三角形をなすものである。また、この下ライナー面板部 R 1 2 1 の略中央部で且つ当該第1下ライナー R 1 2 と前記第1上ライナー R 1 1 とを十合配置した際にその第1上ライナー R 1 1 の第1挿入部 R 1 1 X に挿入される円筒状の第2挿入部 R 1 2 X を設けている。そして、第1上ライナー R 1 1 と第1下ライナー R 1 2 とを重合配置した際に、上ライナー起立壁 R 1 1 2 が下ライナー起立壁 1 2 2 に呑み込まれるように、下ライナー面板部 R 1 2 1 を上ライナー面板部 R 1 1 1 よりも若干大きく構成している

20

以上のように、本発明に係るスタッキング構造を実現可能な家具として開示した本実施形態に係る床パネル P は、前記第1支持脚に設けられ使用状態において退避するとともにスタッキング状態において突出する舌片部 1 2 8 と、前記突起 1 2 9 と係わり合う第1表材スリット S L 1 a（第1裏材スリット S L 2 a）とを具備しているもので、上段に位置する床パネル P の突起 1 2 9 と、下段に位置する床パネル P の第1表材スリット S L 1 a（第1裏材スリット S L 2 a）とにより、前記床パネル P 同士を上下方向にスタッキングさせた際に、前記舌片部 1 2 8 と前記第1表材スリット S L 1 a（第1裏材スリット S L 2 a）とにより床パネル P 同士の水平方向への移動を規制する規制手段を構成することとなる。したがって、使用者はスタッキング作業及びスタッキング解除作業を簡易に行うことが出来るとともに、スタッキング状態にあるパネル同士の位置ずれの発生を抑制し安定した状態のままスタッキングを維持出来るスタッキング構造を実現できることとなる。なお、第1表材スリット S L 1 a のみを被係合部たる穴部として機能させても良い。

30

【0050】

また、前記舌片部 1 2 8 を、合成樹脂からなる支持脚 P S（第1支持脚 1）に一体的に形成した概略薄板状のものとし、この舌片部 1 2 8 の先端部における下面には下方に向けて所定寸法突出させてなる突起 1 2 9 をも一体的に設けたので、簡素な構成で、舌片部 1 2 8 に付勢手段としての機能を付与することが出来、前記突起 1 2 9 に荷重受部としての機能を付与することが出来る。

40

【0051】

さらに、パネル本体 P M をスチールからなるもので構成し、床面に置き敷しいた際の不陸に追従するために設けた分画開口部（前記第1表材スリット S L 1 a）を、前記突起 1 2 9 と係り合う穴部として利用しているもので、前記支持脚と合わせて簡素な構成で規制手段を構成できる。すなわち、不陸に馴染む上に、収納安定性にも優れ、かつ剛性が高く歩行感の良い置敷タイプの床パネル P を提供できる。

50

【0052】

次に第2実施例について図20、21、22及び23を参照して説明する。

本発明に係るスタッキング構造を採用可能なテーブルTは、天板Taとこの天板Taを支持する複数本（本実施例では4本）の脚Tbとからなるもので、この脚Tbは、連結部Tcを介して天板Taの裏面Ta2側に折り畳み可能に支持されている。

【0053】

天板Taは矩形状を成す板材からなるもので、その表面Ta1には後述する係合片KT2の対応位置（本実施例では天板の4隅）に被係合部たる凹部U1を設けている。

【0054】

脚Tbは、スチール等の角柱で構成されるもので、上端部を連結部Tcに軸部Tb1を介して回動可能に連結されており、下端部を床面に設置する接地部Tb2としている。なお、脚Tbの上端部における側面には、後述する荷重受部に外力を付与し得る凸部Tb3が設けられる。

【0055】

連結部Tcは、下方に向けて開口するブロック状のもので上壁Tc1を天板Taの裏面4隅に適宜の手段（ビス等）にて取り付けられている。また、連結部Tcの開口内TTには、前記脚Tbを回動可能に支持する軸部Tb1と、係合部KTが設けられている。しかして、脚Tbは軸部Tb1を中心として天板Taの長手方向に向けて天板Taの裏面Ta2に脚Tbの設置部Tb2を近接させるように折り畳むことが出来る。

【0056】

係合部KTは、前記連結部Tcの下面Tc2から突出する突出位置（図22における実線部分参照）と下面Tc2から突出しない退避位置（開口TT内の位置）を取り得るものであって、基端側を前記軸部Tb1より外方側における位置に支持される基端部KT1と、被係合部と係り合う爪状の係合片KT2と、前記凸部Tb3による外力を受ける荷重受部KT3とからなる。本実施例では、係合部KTを、正面視略直角三角形を成す板状のものとし、頂点側を基端部KT1、直角側の一部を外方に延出させた箇所を荷重受部KT3、残る角側を係合片KT2としている。なお、係合部K（係合片KT2）は開口TT内に設けられた図示しない付勢手段（合成樹脂による弾性、パネによる弾性等）にて退避位置（図22における二点鎖線部分参照）から突出位置（図22における実線部分参照）へと付勢するようにしている。

【0057】

ここで、テーブルTをスタッキングさせる場合の動作について図22および図23を参照して説明する。

【0058】

まず、使用状態においては、前記脚Tbの上端部の側面位置に設けた凸部Tb3と、前記荷重受部KT3とが当設している。すなわち、付勢手段による弾性力に抗して凸部Tb3が荷重受部KT3に作用することにより係合片KT2を退避位置に位置付けている。（図22における二点鎖線部分参照）次に、この状態から、脚Tbを折り畳んで行くと脚Tbの回動に伴い凸部Tb3の位置も変位していくので、係合片KT2は付勢手段の弾性力により連結部Tcの下面Tc2から突出することになる。したがって、脚Tbを折り畳んだ状態においては、荷重受部KT3が外力を受けない為、付勢手段の働きにより係合片KT2が突出位置をとることとなる。（図22における実線部分参照）他の脚Tbにおいても同様にして全ての脚Tbを折り畳み、これら平板状を成す折り畳まれた複数のテーブルTbを鉛直方向に積重ねていけば良い。この時、天板Taの表面Ta1に設けた穴部U1と係合片KT2が係わり合うことで水平方向の位置ズレが防止できることとなる。なお、最下段に位置するテーブルTの係合片KT2は床面FLに押圧されることとなるので、退避位置に位置することとなる。（図23参照）

テーブルTを使用状態にするには、脚Tbが垂直になるように回動させれば良く、この回動動作にともなって、凸部Tb3が荷重受部KT3に当設し、係合片KT2を押し上げるようにして退避位置へと位置付ける。すなわちこの状態では、係合片KT2は開口TT

10

20

30

40

50

内に位置し、連結部 T c の下面 T c 2 より突出しないこととなる。(図 2 2 における二点鎖線部分参照)

続いて、第 3 実施例について図 2 4、2 5 及び 2 6 を参照して説明する。

このイス S は、左右一対に設けられ側面視ハの字型を成す脚 S a、S a と、この脚 S a、S a 間に設けられる座 S b と、この座 S b の後部から上方に連続して設けられる背 S c とからなるもので、鉛直方向にスタッキング可能なものであり、脚 S a、S a 間に規制手段 F S を設けている。

【0059】

詳述すると、脚 S a の前脚 S a 1 の前向き面 S a 1 1 に被取付部 U 2、同後向き面 S a 1 2 側に係合部 K S を設けている。係合部 K S は、脚 S a の下端に取り付けられる設置部材 S a 3 を利用して設けられており、前脚 S a 1 の後向き面 S a 1 2 から突出する位置(図 2 5 における実線及び二点鎖線部分参照)と、前脚 S a 1 の内部 S S に収容される退避位置(図 2 5 における破線部分参照)とに変位可能である。より具体的に本実施例にかかる係合部 K S は、略矩形状をなすものであり、下方に位置する一方の角部を基端部 K S 1 とし、この角部 K S 1 の対角上に位置する角部を係合片 K S 2 としている。なお、係合片 K S 2 は、その自重により常時退避位置から突出位置へ付勢されている。また、下方に位置する他方の角部を荷重受部 K S 3 としており、イス S を床面 F L に接地させない状態では、係合片 K S 2 が後向き面 S a 1 2 から後方に向けて突出するように、また荷重受部 K S 3 を設置部下面 S a 3 1 から下方に向けて突出するように設定している。(図 2 5 における破線部分参照)したがって、イス S を床面上 F L に配置させた使用状態においては、イス S の自重を荷重受部 K S 3 が受けることとなり係合片 K S 2 を突出位置から退避位置へ変位させることとなる。被係合部 U 2 は図 2 4 および図 2 6 に示すように複数のイス S をスタッキングさせた際に、上位に位置するイス S の係合片 K S 2 に対応する箇所(前脚 S a 1 の前向き面 S a 1 1 所定箇所)に長穴 U 2 を設けることで構成される。

【0060】

したがって、本実施例においては、イス S を床面 F L から持ち上げると係合部 K S の自重により係合片 K S 2 が後向き面 S a 1 2 より突出するので、上方に積重ねる際には下位のイス S に設けた長穴 U 2 と上位の係合片 K S 2 が係り合うので位置ずれを防止できる。特に、脚 S a の下端側に係合部 K S を設けているので、スタッキング状態において不意の外力を受け易い脚部 S a を安定的に保持することにより良好なスタッキングが維持出来る。なお、係合部 K S は第 2 実施例と同様に樹脂、バネの弾性を利用して付勢手段を構成しても良い。さらに、後脚 S a 2 において規制手段 F S を設けても良い。

【0061】

さらに、第 4 実施例について図 2 7、2 8 及び 2 9 を参照して説明する。

この折り畳みイス S S は中空状の丸パイプによってフレーム(前脚及び後脚)を構成し、特開平 9 - 6 5 9 4 9 号公報に開示されるスライドリンク機構 S R を採用したものであって、上部に背 S S c を備えた下向き U の字型を成す前脚 S S a 1 と、この前脚 S S a 1 の適宜箇所にスライドリンク機構 S R を介して連結された上向き U の字型を成す後脚 S S a 2 と、これら両脚 S S a 1、S S a 2 に回動可能に支持される座 S S b とを具備するものである。各部の具体的な説明は特開平 9 - 6 5 9 4 9 号公報と同じ為に省略するが、本実施例においては、係合部 K S S をスライドリンク機構 S R の一部に設け、被係合部 U 3 を前脚 S S a 1 の対応箇所に設けることで、規制手段 F S S を構成している。

スライドリンク機構 S R を構成するスライドリンク本体 S R M (図 2 8 参照)は、上端部に前脚に回動可能に連結される回転部 S R M 1 を設け、下端部に後脚 S S a 2 内に挿抜可能に挿入される挿入部 S R M 2 を設けてなるものであり、挿入部 S R M 2 の後向き面 S R M 2 1 から係合部 K S S を突没可能に設けている。係合部 K S S は、三角形を成す板状のもので、下端を挿入部内に回動可能に支持される基端部 K S S 1 とし、下端から後向き上方に延びるように傾斜面 K S S 3 を有する係合片 K S S 2 としている。なお、係合片 K S S は他の実施例と同様に適宜の付勢手段により後向きに突出するように常時付勢されている。折り畳んだ状態(図 2 8 (b) 及び図 2 9 参照)では、挿入部 S R M 2 が露出してお

り係合片 K S S 2 が突出位置に位置する。この折り畳み状態から使用状態（図 2 7 及び図 2 8 (a) 参照）へ可変させると、この可変動作に伴い挿入部 S R M 2 が後脚 S S a 2 内に挿入されていく。この時、後脚 S S a 2 の開口縁 S S a 2 1 と係合片 K S S 2 の傾斜面 K S S 3 が当設することで係合片 K S S 2 は挿入部 S R M 2 の内部へ位置付けられるようになる。すなわち、係合片 K S S の傾斜面 K S S 3 が、開口縁 S S a 2 1 から外力を受けることにより退避位置（挿入部内 S S S）へと変位させる荷重受部 K S S 3 として機能することとなる。

【0062】

スタッキングする際には、図 2 9 に示すように下位の係合部 K S S に上位の被係合部 U 3 を係り合うようにすれば良い。

【0063】

本実施例のような折り畳みイスにおいては、脚側に規制手段 F S S を設けているので、スタッキング状態を維持出来るとともに背の設計自由度が増すので、使用時及び不使用時の双方において優れたものが提供できる。

【0064】

その他、各部の具体的構成についても上記実施形態に限られるものではなく、本発明の趣旨を逸脱しない範囲で種々変形が可能である。

【図面の簡単な説明】

【0065】

【図 1】本発明の一実施形態における床パネルの構成を一部分解した状態で示す部分分解斜視図。

【図 2】同実施形態における床パネルの底面図。

【図 3】同実施形態における第 1 支持脚の全体斜視図。

【図 4】同実施形態における第 1 支持脚の平面図。

【図 5】同実施形態における第 1 支持脚の正面図。

【図 6】同実施形態における第 1 支持脚の側面図。

【図 7】図 4 における A - A 線断面図。

【図 8】図 4 における B - B 線断面図。

【図 9】同実施形態における第 2 支持脚の全体斜視図。

【図 10】同実施形態における第 2 支持脚の正面図、側面図、底面図。

【図 11】図 10 における C - C 線断面図および D - D 線断面図。

【図 12】同実施形態における第 3 支持脚の全体斜視図。

【図 13】同実施形態における第 3 支持脚の正面図、底面図。

【図 14】図 2 における E - E 線断面図。

【図 15】図 2 における F - F 線断面図。

【図 16】図 2 における円で囲んだ部分の拡大図。

【図 17】同実施態様における床パネルを隣接配置した際の隣接部分を拡大して示す図。

【図 18】同実施態様における複数の本体パネルをスタッキングした態様を示す図。

【図 19】同実施態様における複数の床パネルをスタッキングした態様を示す部分拡大図。

【図 20】第 2 実施形態のテーブルを示す斜視図。

【図 21】同実施態様における正面図。

【図 22】同実施態様におけるテーブルの可変動作を表す概略図。

【図 23】同実施態様における複数のテーブルをスタッキングした状態を示す図。

【図 24】第 3 実施形態のイスを示す斜視図。

【図 25】同実施態様における部分拡大図。

【図 26】同実施態様における複数のイスをスタッキングした状態を示す図。

【図 27】第 4 実施形態の折り畳みイスを示す斜視図。

【図 28】同実施態様にかかる折り畳み椅子の可変動作を表す図。

【図 29】同実施態様における複数の折り畳みイスをスタッキングした状態を示す図。

10

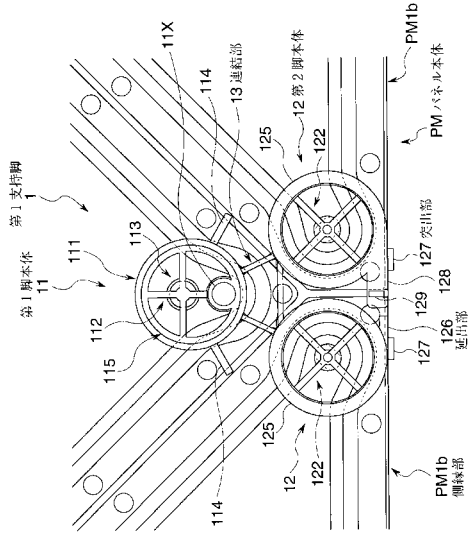
20

30

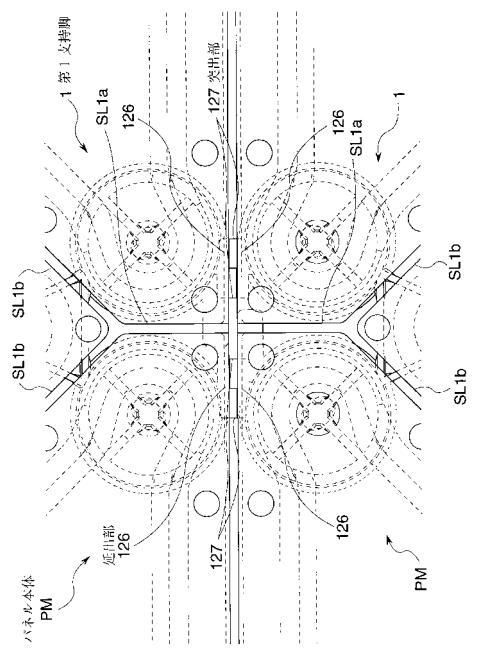
40

50

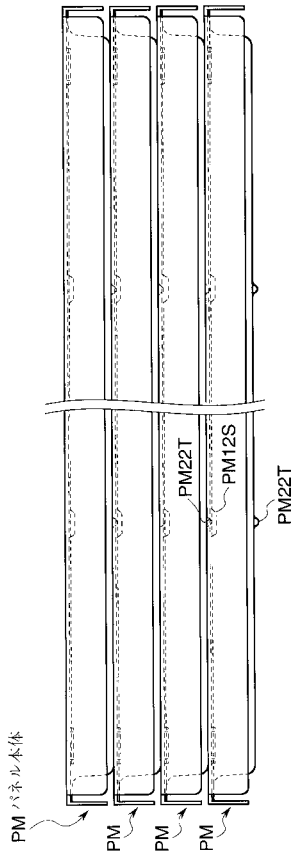
【 図 1 6 】



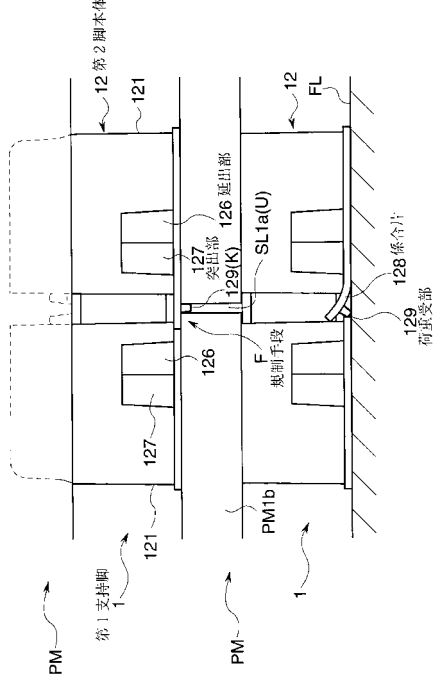
【 図 1 7 】



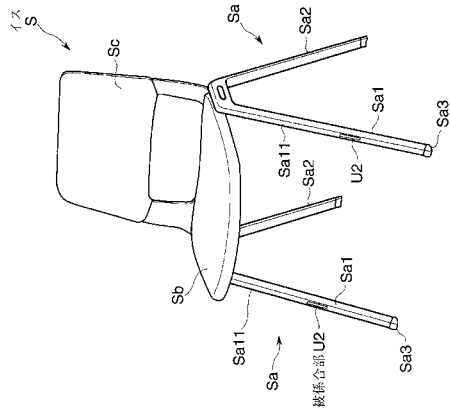
【 図 1 8 】



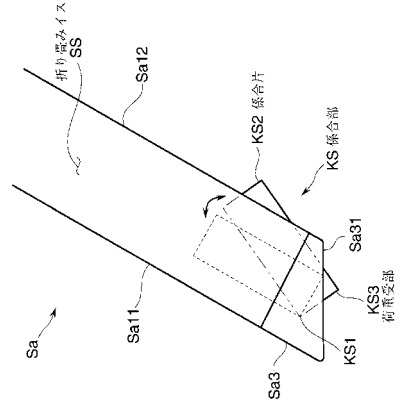
【 図 1 9 】



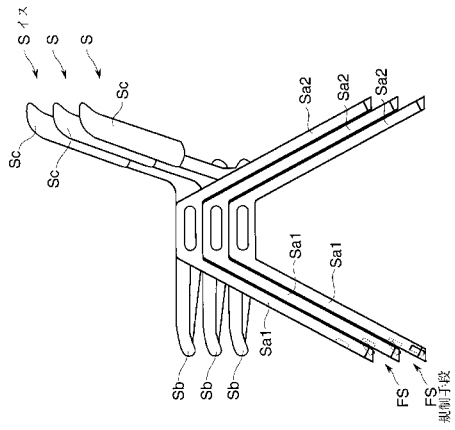
【 図 2 4 】



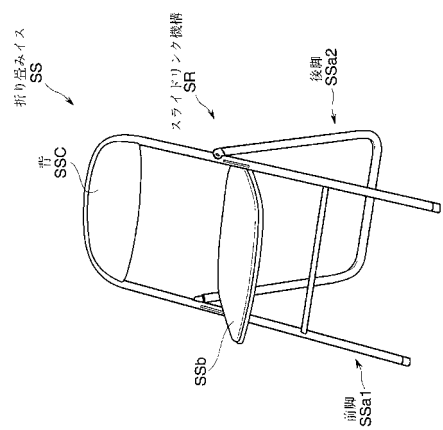
【 図 2 5 】



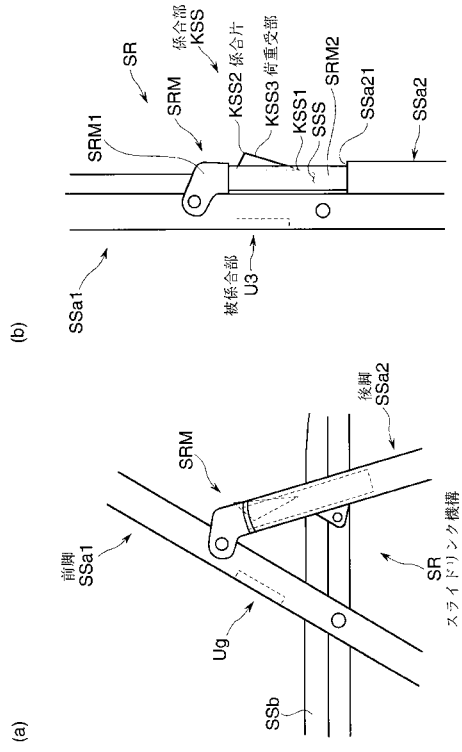
【 図 2 6 】



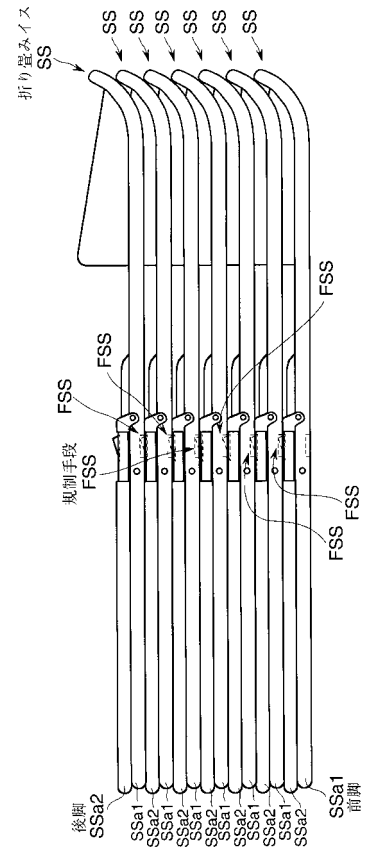
【 図 2 7 】



【 図 2 8 】



【 図 2 9 】



フロントページの続き

Fターム(参考) 3B091 BA01

3J024 AA02 AA12 AA38 CA15